

●香川県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名称及び主たる事務所の所在地	サービ スの 種 類
平成23年 6月1日	(名称) バイス訪問介護センターいこい (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	(名称) 有限会社バイス (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問介護
平成23年 6月1日	(名称) バイス訪問看護ステーションひかり (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	(名称) 有限会社バイス (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	訪問看護
平成23年 6月1日	(名称) バイス居宅介護支援ステーション にじ (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	(名称) 有限会社バイス (変更前の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地 201 (変更後の所在地) 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	居宅介護支援